

平成20年 第1回臨時会

東京都後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成20年 8月4日

東京都後期高齢者医療広域連合議会

平成20年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

目

次

○出席議員	1
○欠席議員	1
○説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○議事日程	2
○会議に付した事件	3
○開会及び開議の宣告	4
○広域連合長のあいさつ	4
○会期の決定	5
○東京都後期高齢者医療広域連合議会議長辞職許可	6
○選挙第1号	6
○前議長のあいさつ	7
○新議長のあいさつ	7
○同意第2号の上程、説明、質疑、採決	8
○前監査委員のあいさつ	9
○新監査委員のあいさつ	9
○同意第1号の上程、説明、採決	9
○副広域連合長（市の長）のあいさつ	10
○同意第3号の上程、説明、質疑、採決	10
○副広域連合長（知識経験者）のあいさつ	11
○承認第2号の上程、説明、採決	11
○承認第3号、承認第4号の一括上程、説明、採決	11
○承認第5号～承認第8号の一括上程、説明、採決	12
○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第15号の上程、説明、採決	30

○議案第16号の上程、説明、採決	30
○閉会の宣告	31
○会議録署名	33
○議決結果等	

平成20年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

平成20年8月4日 午後2時開議

出席議員（30名）

1番	桜井 ただし	2番	今野 弘美
3番	鈴木 驍	4番	橋本 直和
5番	木下 悦希	6番	中村 光雄
7番	佐藤 信夫	8番	須藤 安通
9番	みずい 達興	10番	大場 やすのぶ
11番	木村 正義	13番	今井 讓
14番	遠竹 よしこ	15番	池田 博一
16番	白井 よう子	17番	くじらい 光治
18番	萩生田 富司	19番	牛嶋 剛
20番	近藤 和義	21番	岩田 康男
22番	須崎 昭	23番	高野 律雄
24番	臼井 伸介	25番	荻窪 貞寛
26番	佐藤 洋子	27番	五十嵐 京子
28番	小林 秀雄	29番	梅田 俊幸
30番	土屋 くにたけ	31番	前田 薫

欠席議員（1名）

12番 市川 みのる

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	多田 正見	副広域連合長	中山 弘子
副広域連合長	黒須 隆一	副広域連合長	青木 國太郎
副広域連合長	合田 進	総務部長	名取 伸明
保険部長	杉田 平吉	総務課長	岡村 昭雄
企画調整課長	藤春 加代子	管理課長	梶川 義夫
保険課長	赤松 郁夫	会計管理者	若井 世台子

職務のため出席した者の職氏名

書記長	岡村 昭雄	書記	増田 武
書記	金子 千秋	書記	小久保 英幸
書記	小川 謙一郎		

議事日程 第1号

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 同意第1号 東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について
- 第 3 承認第2号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システムの開発及び管理業務委託契約の変更の報告及び承認について
- 第 4 承認第3号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の報告及び承認について
- 第 5 承認第4号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した平成19年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）の報告及び承認について
- 第 6 承認第5号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した画像レセプト作成管理ハードウェア一括購入の報告及び承認について
- 第 7 承認第6号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した画像レセプト作成管理ハードウェア一括購入の変更の報告及び承認について
- 第 8 承認第7号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した高額療養費計算業務サーバ機一式の購入の報告及び承認について
- 第 9 承認第8号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したOCR機器の購入の報告及び承認について
- 第10 議案第14号 東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第15号 東京都後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例

第12 議案第16号 平成20年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第1号)

追加議事日程

- 第 1 東京都後期高齢者医療広域連合議会議長辞職許可
- 第 2 選挙第1号 東京都後期高齢者医療広域連合議会議長選挙
- 第 3 同意第2号 東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について
- 第 4 同意第3号 東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について

会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 2時02分開会

○桜井議長 大変お待たせいたしました。

ただいまから、平成20年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は、30人です。

欠席の通告は、市川みのる議員の1名でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたのでご報告をいたします。

初めに、広域連合長より発言の申し出がございますので、許可いたします。

多田広域連合長。

○多田広域連合長 本日はお忙しい中をご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本年4月に長寿医療制度が発足をいたしまして4カ月ほど経過いたしました。この間マスコミにも大きく取り上げられまして、多くの方からさまざまなご意見をいただいているところでございます。

今般、国におきましても、新たな負担軽減を内容とする見直しが行なわれております。現在、広域連合と区市町村では、それぞれその対応に追われている状況となっておりますが、軽減対策を確実に実施し、被保険者が安心して医療が受けられるよう引き続き努力をまいりたいと存じます。

さて、本広域連合では特別対策、あわせまして低所得者対策と、独自の保険料の軽減策をこれまで二度実施してまいりましたが、今回、国は本広域連合が実施いたしました低所得者に対する軽減策と極めて類似した対策を打ち出してまいりました。この内容は私どもの軽減策を若干上回っている内容となっておりますが、これらの対策に必要な財源措置を国は確実に行うと言っております。このため、私ども広域連合と区市町村は、国の示した内容を踏まえまして、さらに保険料を軽減することといたしました。本日この新たな軽減策を実施するため必要な条例の改正案を提案させていただいております。

本議会には、そのほか条例改正が1件、人事案件が1件、20年度の補正予算が1件、専決処分したものとして、契約変更が1件、基金条例の設置が1件、19年度補正予算が1件、財産の取得にかかわる案件の4件を提案させていただいております。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

最後に、長寿医療制度が円滑に実施できますように万全を期し、高齢者の方々が安心して医療を受けることができますように努力をまいります。どうかよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○桜井議長 ありがとうございました。よろしくお願い申し上げます。

引き続き会議を進行いたします。

まず、議席の指定を行います。

新たに選出された議員の議席につきましては、会議規則第3条第2項の規定により、本日、議場配付いたしました議席表のとおり指定をいたします。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定に基づき、5番木下悦希議員及び22番須崎昭議員を指名いたします。

次に、書記長より諸般の報告をいたします。

書記長。

○岡村書記長 それでは、ご報告いたします。

本日、議場配付いたしました文書等につきましてご報告させていただきます。

- 1、東京都後期高齢者医療広域連合議会議席表でございます。
- 2、平成20年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会議事日程（第1号）でございます。
- 3、平成20年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会発言通告表でございます。
- 4、平成20年1月分から6月分までの例月出納検査の結果についてでございます。

以上4件につきましては、この配付をもちまして内容の朗読は省略させていただきますので、ご了承いただければと思います。

報告は以上でございます。

○桜井議長 ありがとうございます。

これより、本日議場配付いたしました議事日程に従い、議事を進行いたします。

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○桜井議長 ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午後 2時07分休憩

（副議長、議長と交代）

午後 2時08分再開

○萩生田副議長 休憩前に引き続きまして会議を開きたいと思います。

暫時、私が議長の職務を執行します。

これより日程に入ります。

追加日程をお配りしますので、そのままお待ちください。

(追加日程第1 配付)

○萩生田副議長 お諮りいたします。

ただいま、桜井ただし議長から、議長の職を辞したい旨の願い出が提出されましたので、東京都後期高齢者医療広域連合議会議長辞職許可を本日の日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○萩生田副議長 ご異議なしと認めます。

追加日程第1、東京都後期高齢者医療広域連合議会議長辞職許可を議題といたします。

お諮りいたします。

桜井ただし議長の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○萩生田副議長 ご異議なしと認めます。桜井ただし議長の議長辞職を許可することに決定いたしました。

除斥の議事が終了いたしましたので、桜井ただし前議長の再出席を求めます。

(桜井ただし前議長 入場)

○萩生田副議長 追加日程をお配りしますので、そのままお待ちください。

(追加日程第2 配付)

○萩生田副議長 お諮りいたします。

ただいま議長が欠けましたので、直ちに議長選挙を行いたいと思います。

東京都後期高齢者医療広域連合議会議長選挙を本日の日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○萩生田副議長 ご異議なしと認めます。

追加日程第2、東京都後期高齢者医療広域連合議会議長選挙を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○萩生田副議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法につきましては、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名推選の方法につきましては、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議

ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○萩生田副議長 ご異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決定いたしました。

東京都後期高齢者医療広域連合議会議長に、須藤安通議員をご指名いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○萩生田副議長 ご異議なしと認めます。よって、東京都後期高齢者医療広域連合議会議長に須藤安通議員が当選いたしました。

ただいま当選されました須藤安通議員が議場におられますので、口頭をもってこの旨告知いたします。

桜井ただし前議長から退任のごあいさつをお願いいたします。

○桜井前議長 一言退任のごあいさつを申し上げます。

昨年8月31日に、臨時会におきまして議長に就任以来1年弱、議長職を務めさせていただきました。この間、広域連合の立ち上げのために数々の議案をご議決いただき、また円滑な議会運営を行うことができましたのも、ひとえに萩生田副議長を初め議員各位の皆様方のご協力と心からお礼を申し上げる次第でございます。

特に、今年4月にスタートいたしましたこの制度につきましては、厚労大臣を初め東京都知事、または都議会の幹部の皆さんへの要請活動を初め、議会としての意思をはっきりと、また強く示すことができました。本当にありがとうございました。

今後は、一議員といたしまして議会活動に協力をいたしてまいる所存でございますので、よろしくお願いを申し上げまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○萩生田副議長 ありがとうございました。

須藤安通新議長から就任のごあいさつをお願いいたします。

○須藤新議長 ただいま皆様方にご推挙いただきました須藤でございます。

桜井議長さん、すばらしい議長職でお立ち上げをしていただきましたこの議会がますます活発に、そして広域連合自体がしっかりとした基盤をつくるように皆さん方のご協力をお願いいたしましてごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○萩生田副議長 ありがとうございました。

それでは、須藤安通議長、議長席をお願いいたします。

（議長、副議長と交代）

○須藤議長 それでは、追加日程をお配りいたしますので、そのままお待ちください。

(追加日程第3、議案配付)

○須藤議長 お諮りいたします。

同意第2号、東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意についてを本日の日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○須藤議長 ご異議なしと認めます。

追加日程第3、同意第2号、東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意につきまして議題といたします。

本件は、遠竹よしこ議員に関する事で、地方自治法第117条本文の規定により除斥になりますので、退席をお願いいたします。

(遠竹よしこ議員 退場)

○須藤議長 提案理由の説明を求めます。

多田広域連合長。

○多田広域連合長 同意第2号につきましてご説明をいたします。

広域連合監査委員のうち、広域連合議会議員のうちから選任されております木下悦希監査委員には、このたび都合により監査委員を退職いたしたい旨の退職願が本日付けをもちまして提出されましたので、これを受理し承認いたしました。

そこで、後任者につきまして、遠竹よしこ議員が適任と判断し、同氏を広域連合議会議員のうちから選任する監査委員として、選任の同意をお願いするものでございます。

以上、何とぞご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○須藤議長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しご質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

○須藤議長 ないものと認め、質疑を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

同意第2号につきましては、提案のとおり選任同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○須藤議長 ご異議なしと認めます。よって、同意第2号は、提案のとおり選任同意することに決定いたしました。

除斥の議事が終了いたしましたので、遠竹よしこ議員の再出席を求めます。

(遠竹よしこ議員 入場)

○須藤議長 それではここで、木下悦希前監査委員から退任のごあいさつをお願いいたします。

○木下前監査委員 一身上の都合でやめさせていただきます。皆さんにご迷惑をおかけしておりますけれども、遠竹よしこ議員に後を継いでいただきますので、よろしくお願いします。本当にありがとうございました。(拍手)

○須藤議長 ありがとうございました。

続きまして、遠竹よしこ新監査委員から就任のごあいさつをお願いいたします。

○遠竹新監査委員 遠竹よしこでございます。

このたび、はからずも木下議員の後ということでご選任をいただきましてありがとうございます。

非常に厳しい、世間の皆さんの目がとりわけ厳しい時代でありますので、責任を持って監査役を果たさせていただきたいと思いますので、よろしくご協力のほどお願いを申し上げます。(拍手)

○須藤議長 ありがとうございました。

それでは続きまして、日程第2、同意第1号、東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意につきまして議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

多田広域連合長。

○多田広域連合長 同意第1号につきましてご説明を申し上げます。

現在、広域連合規約第12条第4項第1号ロの市の長から選任する副広域連合長1名は、尾又正則前副広域連合長からの申し出により、地方自治法第165条第2項の規定により、本年4月30日付けで退職の承認を行いましたので欠けている状態でございます。

このため、後任者につきまして、東京都市長会会長である黒須隆一八王子市長が適任と判断をし、選任の同意をお願いするものでございます。

以上、何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○須藤議長 説明は終わりました。

同意第1号につきましては、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

同意第1号につきまして、提案のとおり選任同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○須藤議長 ご異議なしと認めます。よって、同意第1号は、提案のとおり選任同意することに決定いたしました。

黒須副広域連合長から就任のごあいさつをお願いいたします。

○黒須副広域連合長 ただいま副広域連合長に選任をいただきました、八王子市長の黒須隆一でございます。

微力でございますけれども、全力でその職責を果たさせていただきたい、このような思いでございますので、どうぞご協力をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○須藤議長 ありがとうございます。

追加日程をお配りしますので、そのままお待ちください。

（追加日程第4、議案配付）

○須藤議長 お諮りいたします。

同意第3号、東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意についてを本日の日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○須藤議長 ご異議なしと認めます。

追加日程第4、同意第3号、東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意につきまして議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

多田広域連合長。

○多田広域連合長 同意第3号につきましてご説明をいたします。

現在、広域連合規約第12条第4項第2号の地方公共団体の運営に関し知識経験を有する者から選任する副広域連合長1名は、池藤紀芳前副広域連合長からの申し出により、地方自治法第165条第2項の規定により、本年7月31日付けで退職の承認を行いましたので欠けている状態でございます。

このため、後任者につきまして、合田進前江東区総務部長が適任と判断し、選任の同意をお願いするものでございます。

以上、何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○須藤議長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、ご質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○須藤議長 ないものと認め、質疑を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

同意第3号につきまして、提案のとおり選任同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○須藤議長 ご異議なしと認めます。よって、同意第3号は、提案のとおり選任同意することに決定いたしました。

合田副広域連合長から就任のごあいさつをお願いいたします。

○合田副広域連合長 ただいま副広域連合長の選任のご同意を賜りました合田でございます。

何分にも微力ではございますが、長寿医療制度の円滑な運営に全力を傾注してまいり所存でございます。ご指導のほどよろしく願いを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○須藤議長 ありがとうございます。

次に、日程第3、承認第2号、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システムの開発及び管理業務委託契約の変更の報告及び承認につきまして議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副広域連合長。

○合田副広域連合長 承認第2号につきましてご説明いたします。

本件は、19年度の既契約案件でございますが、仕様の変更により広域連合電算処理システムの開発及び管理業務委託契約の変更を行う必要が生じたものでございます。

内容は、契約金額を変更するもので、「11億108万9,700円」を「10億4,039万9,700円」に変更するものでございます。

本件は、議会の議決に付すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたことから、地方自治法第179条第1項の規定により平成20年3月14日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○須藤議長 承認第2号につきましては、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

承認第2号につきまして、提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○須藤議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第2号は、提案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第4、承認第3号、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の報告及び承認及び日程第5、承認第4号、

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した平成19年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）の報告及び承認につきまして一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副広域連合長。

○合田副広域連合長 承認第3号及び承認第4号につきまして一括してご説明いたします。

本2件は、平成20年度における被用者保険の被扶養者に賦課する保険料の軽減措置に対し、国から高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金が交付されるため、地方自治法第241条の規定により、交付金を基金として積み立てる基金条例を制定するとともに、その予算上の措置を補正予算（第3号）により行う必要が生じたものでございます。

これらは、議会の議決に付すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたことから、地方自治法第179条第1項の規定により平成20年3月27日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

以上、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○須藤議長 承認第3号及び承認第4号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

承認第3号及び承認第4号につきまして、提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○須藤議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第3号及び承認第4号は、提案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第6、承認第5号、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した画像レセプト作成管理ハードウェア一括購入の報告及び承認についてから日程第9、承認第8号、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したOCR機器の購入の報告及び承認についてまでにつきまして一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副広域連合長。

○合田副広域連合長 承認第5号から承認第8号までにつきまして一括してご説明をいたします。

本4件は、保険給付に関する費用の審査支払いにつきまして、必要な備品を購入することにつき、東京都後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決に付すべきところを特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を

いたしたものでございます。

承認第5号、第7号及び第8号は、平成20年4月1日に専決処分をいたしたものでございます。

これらの予定価格は、承認第5号の画像レセプト作成管理ハードウェア一括購入につきましては4億7,250万円、承認第7号の高額療養費計算業務サーバ機一式の購入につきましては6,999万9,999円、承認第8号のOCR機器の購入につきましては1億4,685万900円でございます。また、承認第6号につきましては、ただいまご説明いたしました承認第5号の画像レセプト作成管理ハードウェア一括購入につきまして、仕様の変更により、予定価格を「4億7,250万円」から「4億6,367万6,640円」に変更するもので、平成20年5月30日に専決処分をしたものでございます。つきましては、同条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

以上、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○須藤議長 承認第5号から承認第8号までにつきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

承認第5号から承認第8号までにつきまして、提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○須藤議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第5号から承認第8号までは、提案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第14号、東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副広域連合長。

○合田副広域連合長 議案第14号につきましてご説明いたします。

平成20年4月から実施しております後期高齢者医療制度の保険料につきましては、当該保険料の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等、いわゆる旧ただし書き所得が55万円以下の所得水準までの保険料を段階的に軽減するという都広域連合独自の軽減策を実施する条例改正についてご可決をいただいております。

このたび、6月12日付け、政府・与党で決定されました「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」を受け、平成20年度の保険料の新たな軽減対策を講ずることとし、「東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の一部を改正し、附則で、必要な事項を定めるものでございます。

軽減対策の内容は、均等割額については、均等割額7割軽減に該当する方を8.5割軽減とするものでございます。また、所得割額については、東京都後期高齢者医療広域連合の独自軽減の対象を、旧

ただし書き所得58万円まで拡大し、旧ただし書き所得40万円を超え55万円以下の場合は、現行「25%軽減」を「50%軽減」とし、同55万円を超え58万円以下の場合は、現行「軽減対象外」となっておりますものを「50%軽減」とするものでございます。

新たな軽減対策に係る財源については、均等割額の軽減に係る財源及び所得割額の一律50%軽減までの財源については、国の補助を見込むことができます。

なお、この新たな軽減対策は平成20年度に限ってのものであり、平成21年度以降の軽減対策については、今後、国において政令等の改正がなされた後に改めて東京都後期高齢者医療広域連合としての対応をお諮りさせていただく予定でございます。

以上、何とぞご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○須藤議長 これより質疑を行います。

通告がございましたので、発言を許可いたします。

26番、佐藤議員。

○佐藤議員 26番、佐藤洋子でございます。

初めてですので、簡潔に質疑をさせていただきたいと思います。

質疑通告にもございますように、第14号議案ですが、今説明がございましたが、この条例を改正しなければならない理由についてご説明いただきたいと思います。

それから、本条例改正によって軽減を受けられない人はどのくらいになるのか。また、後期高齢者の所得分布で一番多い層が軽減対象となっているのかどうか。また、区市町村負担の6億円分につきましては、今後どのように取り扱うのか。そして、このことについての広報については、今後も計画どおり進めていくのかどうか、このことについて質疑いたします。

○須藤議長 それでは、答弁を求めます。

保険部長。

○杉田保険部長 それでは、お答えいたします。

まず最初に、条例を改正しなければならない理由は何かということでございます。

提案理由でも説明を申し上げましたけれども、各広域連合の条例により定めた保険料率により保険料を算出するというようになっております。ところで、6月12日に長寿医療制度の見直しに関する政府・与党協議会において、「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」が決定され、所得が低い方に対する保険料の軽減対策が盛り込まれました。

東京都後期高齢者医療広域連合においては、この政府の新たな保険料軽減対策を受け、従来の保険料軽減策に加えて、さらに保険料の軽減を行うために東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の附則に、平成20年度における所得割額の減額の特例、及び均等割額の減額の特例を加える条例改正をお願いして、この軽減を実施するものでございます。

次に、軽減を受けられない人はどのくらいいるかというご質問でございます。

本条例の改正後の軽減対策については、均等割額8.5割軽減、5割軽減、2割軽減に該当する方が合計で約44万2,000人でございます。また、所得割額軽減に該当する方が約9万5,000人と見込んでおります。この所得割額軽減に該当する方の大部分は、均等割額の軽減にも該当する方と見込まれます。そのために、被保険者、大ざっぱに約110万人と考えておりますけれども、均等割額軽減にも所得割額軽減にも該当しない方は約60万人と推測しております。

次に、後期高齢者の所得分布の一番多い層が軽減対象となっているかということでございます。

所得分布につきましては、当初予算の賦課ベースでございますけれども、所得額0円の方が61万5,000人で、約54%を占めております。最も多い階層となります。

なお、この階層は公的年金収入に換算すると、153万円以下の方が該当します。

まず、所得割額の軽減については、旧ただし書き所得が0円の方というのは、所得割額が発生しないために、この軽減には該当いたしません。

次に、均等割額の軽減についてですけれども、単身世帯であれば、均等割額が7割軽減だったものが、条例改正後は8.5割軽減になります。しかし、夫婦2人世帯、お二人とも75歳以上の場合、例えば、妻の所得が0円であっても、夫の所得によって軽減対象となる場合とならない場合があります。今回の軽減対策につきましては、全体の約32%、36万2,000人が均等割額軽減の対象となりますので、所得分布の一番多い層がやはり軽減の対象となっていると考えております。

以上でございます。

○須藤議長 総務部長。

○名取総務部長 それでは、私のほうからは、区市町村負担の6億円の取り扱いについてお答えいたします。

今回の保険料軽減により、東京都広域連合が独自に実施する所得割額の軽減のための区市町村負担金「約6億9,000万円」が「約9,000万円」となりました。この結果、負担減となった、差し引き約6億円の取り扱いにつきましては、今後、区市町村と協議をしてまいります。

次に、広報についてのお尋ねでございます。

広域連合には、円滑な制度運営のため、東京都全体を網羅して長寿医療制度を周知する役割がございます。そこで、広域連合では、年間広報計画を作成し、さまざまな広報を実施してございます。

まず、本年3月にはコールセンターを開設し、年間を通じて電話相談を受ける体制を整備いたしました。また、ホームページ、小冊子の作成、ポスター、新聞広告等の多様な手法により制度の周知を図っております。7月、8月についてはテレビ広告も行い、保険料通知のお知らせ等をより多くの方に知っていただけるよう対応いたしました。

今後とも区市町村と連携しつつ、わかりやすい広報を計画的に行ってまいります。

以上でございます。

○須藤議長 それでは、再質問。

佐藤議員。

○佐藤議員 ご答弁いただきましたけれども、再質問させていただきます。

今回の軽減策は、対象となる人にとっては大変意義のある制度だというふうに思っておりますけれども、この軽減策から漏れる人があるということが非常に問題だというふうに思います。

先ほどご説明もありましたけれども、均等割の部分で同一世帯の世帯主と被保険者の合計所得が基準となっている。このことがかなりネックになっているのではないかなと思うのです。

これが参考になるかどうかというのはわかりませんが、例えば、Aさんという方で、夫が260万円、妻が42万円という収入があります。302万円ですね。この方の保険料の合計が18万7,706円になっています。

Bさんという方、これはほぼ奥さんも夫さんも同じくらいの収入があつて、302万円という収入ですが、この方は、均等割が7割軽減、奥さんも均等割7割軽減ということで、保険料が2万8,448円なのです。

Cさんという方、この方は夫の収入しかなくて260万円という収入なのですが、軽減策なしということで18万7,706円という保険料になっているのです。

この方が新たな8割5分という軽減策になりました。それが適用されるかという点、なかなかだれでもが適用されるわけではなくて、同一世帯のだれかが年金収入168万円を超えれば、全被保険者に軽減なしで均等割が課せられるということで、これが非常にネックになっておりまして、結果的には、Aさん世帯、Bさん世帯の保険料格差は13.6倍にも拡大しているのです。

格差をさらに拡大していくというのが今回の軽減策であるということが問題であるというふうに考えるのですが、この点については、格差は是正されたとお考えでしょうか。

○須藤議長 ご答弁をお願いします。

保険部長。

○杉田保険部長 お答えいたします。

軽減の判定の仕組みは変わっておりませんので、ここの部分については特に是正されたということはありません。

○須藤議長 3回目の質問。

佐藤議員。

○佐藤議員 軽減されていないということは、格差は変わっていないということで、より格差が広がったのではないかなというふうに考えられると思います。

こういうスタートからたった4カ月という時点で軽減策が盛り込まれるということは、やはり国民

の大きなこの制度に対する反発、拒否の気持ちがあったからだというふうにも考えられるんですけども、東京いきいき通信２号では、平成20年度の保険料の決定に基づく通知書を発送して、８月には国の決定に基づく軽減策に対しての対象者への通知をするとしています。果たして、75歳以上の高齢者がこの意味を十分に理解することができるのか、把握することはできるのか、非常に疑問に思います。また、テレビコマーシャルなんかもやっているようですけれども、大変早い時間帯ということで、見たことのない人も多いのではないかと思いますけれども、これで十分に周知徹底されるのか、なぜ、多くの人が視聴する時間帯に行わないのか、非常に疑問に思います。また、一部負担金についての課税所得145万円以上の方で、特例となって3割から1割になる人についての説明も非常にわかりにくいと思います。今後も「長寿医療制度」という名称で引き続き都民にわかってもらうような広報をしていくつもりなのかどうかお尋ねしたいと思います。

それから、この周知が不十分だったから国民の怒りが増しているのだから、周知をすればみんなにわかってもらえるという、そういうことに対してどのような認識をお持ちかどうかお答えいただきたいと思います。

○須藤議長 ご答弁をお願いします。

総務部長。

○名取総務部長 それでは、まず私のほうから広報あるいは周知のことについてお答えいたします。

テレビの放送時間帯が、朝非常に早いというご指摘もございましたが、また一方で、お年を召した方々は朝早く見る方も多いということも聞いておりますので、さまざまなことを勘案して現在進めております。

また、周知不足につきましては、今後とも区市町村と十分力を合わせながら、きめ細かな、丁寧な広報を引き続きやっていく所存でございます。

○須藤議長 保険部長。

○杉田保険部長 制度のことでお答えさせていただきます。

一番の問題は、給付と負担の関係をどのように説明するかということだと思います。やはり時間をかけて説明すればよかったというご意見がありましたけれども、やはり医療費が伸びる中で、だれがどのように安心して受けられる医療の負担をしていただくかということが一番問題になると思いますので、その根源のところを国のほうでしっかりやっていただく。私たち広域連合におきましては、それを実際に運営する立場で広報していくということ。それから、実際の例等を出しながら説明していきたいと考えております。

○須藤議長 続きまして、通告がございましたので、発言を許可いたします。

６番、中村議員。

○中村議員 ６番、中村です。

それでは、本案に関して、私の意見も含めて何点かお尋ねをしたいと思います。

時間が限られておりますから、少し早口になるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

この制度をつくり上げるそのもとは、従来あった老人保健制度のもとでは、現役世代と高齢者世代との費用負担のあり方が不明確、また今後増加せざるを得ない現役世代の負担について理解を得ることが困難になるおそれがある。また、保険者間の保険料負担の公平性が不十分であるとか、国民皆保険を維持するために重要となる国民健康保険運営の安定化にとって依然として課題が残るとか、さまざまな課題があつて、このような制度をつくってくる議論がなされてきたというふうに考えております。

老人保健制度を運営する区市町村の責任もまた不明確であるなどの問題点があつたことから、医療保険制度体系等について、もう10年くらい時間をかけて前々からさまざまな議論がされ、平成12年11月、参議院の国民福祉委員会で具体的な問題提起がなされました。

平成15年3月、「健康保険法等の一部を改正する法律」の附則第2条第2項の規定に基づいて基本方針が閣議決定をされ、平成18年法律化された。法律に基づいて昨年、各都道府県に広域連合組織が発足し、各広域連合に議会が設置され、制度の発足に当たり、この議会でも条例設置を始め、保険料や低所得者対策、制度の趣旨説明、広報の充実など、活発な意見が出されましたことをよく覚えております。

当時の心配、懸念が噴出し、世論やマスコミの強い批判を浴び、今回見直し案が提案されました。

第1の質問は、長寿医療制度に対して、東京都広域連合は、全国に先駆けて平成20年度から都広域連合独自の施策として、所得割の軽減策を区市町村の負担によって実施しております。今回それを後追いするような形で国の保険料軽減策が示され、国の補助金が措置されることとなりました。そのことによって保険料の軽減に係る区市町村の負担が減額されることとなる見込みであります。また平成21年度の保険料の軽減についても、国の軽減策をもとにそのあり方を検討していくこととなります。その際、国の軽減策をさらに拡充し、東京都独自の軽減策をあわせて行うことを視野に入れた検討を行うべきと思いますが、広域連合のお考えをお聞かせいただきたい。

次に、2番目ですけれども、平成20年度の制度開始時から、高齢者の方を中心に、制度に対する批判していることが噴出し、各区市町村の窓口は混乱した状況があります。この件については、国を挙げてのPRが不足していることが問題であることは否めません。しかし、この制度の制度改革の根底には、医療制度を初めとする社会保障全般の厳しい運営状況があります。このことを都民によくお知らせし、孫子の代まで安定した医療・社会保障制度を継続するためには、改革が必要であることを強くアピールしていくべきであろうと思います。単なる制度の表面的な説明でなく、長寿医療制度の創設のような改革が実施されることの必要性を高齢者にわかりやすく説明し、納得を得ていくための広

域連合の具体的な方策をお尋ねいたします。

さらに、今回さらなる軽減策を実施すると、区市町村の窓口を始め、さらなる混乱が想定されます。今後のPR計画等について、広域連合のお考えをご説明いただきたいと思います。

3番目ですけれども、質疑の冒頭に申し上げましたが、老人保健制度は限界にきたという認識のもと、いろいろな議論を重ね、今回の長寿医療制度の創設につながったと私は認識いたしております。そのような状況にもかかわらず、国会の参議院においては、長寿医療制度の廃止法案が提出されました。しかし、現役世代との負担の明確化を図るとともに、都道府県単位ですべての区市町村が加入する広域連合の運営主体とすることにより、財政運営の安定化と財政責任の明確化を図った長寿医療制度の理念は正しいと考えています。そのことを改めて認識する上で、現段階で老人保健制度を復活することのプラス面、またマイナス面、それぞれの影響について、広域連合の見解をお尋ねいたします。

また、75歳という年齢によって家族の医療保険が分けられてしまうことに対する戸惑いが大変多く見受けられます。おかしいのではないかという意見も多く聞くことがございます。これについての見解もお尋ねいたします。

最後に、7月30日の朝、TBSの番組で、保険料が所得割は個人単位であるけれども、均等割は世帯単位で行われている。それも世帯単位の場合は、世帯主という高い所得の方の保険料額で均等割の保険料が算出をされる。大変矛盾があるのではないかと、という報道がありました。この保険は、あくまでも個人単位ということになっておりますけれども、都合のいい所得割は個人単位、都合の悪い均等割は世帯単位という考え方について、私どもも大変強く批判を受けておりますので、再質問をなくともいいように、ぜひご答弁をよろしくお願いいたします。

○須藤議長 それでは、答弁をお願いします。

保険部長。

○杉田保険部長 それでは、順序が一部入れかわって恐縮ですが、まず最初に、高齢者への制度の説明と軽減策のPR以外についてお答えさせていただきます。

21年度に保険料軽減策を拡大するというご質問でございますが、保険料は2年間を通じて財政の均衡を保つことができるように設定されており、平成20年度、21年度の保険料設定につきましては、区市町村との協議により、2年間に限り4項目の特別対策と独自軽減策を講じて保険料を抑制してまいりました。

お尋ねの、国の軽減策をさらに拡大し、東京都広域連合独自の軽減策の実施の検討ですが、21年度の国の軽減策につきましては、均等割額の軽減策は具体的に示されておりますが、所得割額の軽減につきましては、具体的な実施案が示されておらず、軽減に必要な財源につきましても、適切に対処すると述べるにとどまっております。現段階では、その内容については不確定でございます。

今後の財源措置が不明確な現段階では、100億円もの特別対策をお願いしている区市町村に、21年

度に軽減対象を拡大して、これ以上の負担をお願いすることにつきましては、62区市町村で協議していく必要があるというふうに考えております。

次に、老人保健制度と長寿医療制度のプラス面、マイナス面でございますけれども、大きなくくりで申し上げたいと思います。

長寿医療制度は、高齢者の医療費を世代間で公平に負担し、国民皆保険制度を維持可能なものにすることを目指して、関係者の議論を積み重ねた上でスタートいたしました。議員がご指摘のように、特に老人保健制度で課題となっていました高齢者世代と現役世代の負担割合が不明確であったこと、及び運営主体の区市町村と実質的な保険料の徴収を行う医療保険者とが異なるため、制度運営の責任が不明確であったということについて、これらを明確にする内容となっております。

こうしたことから、老人保健制度を復活することのマイナス面につきましては、現状の問題点を解決策もなく先延ばしするだけになってしまうと考えます。また、老人保健制度を復活することは、実務面でもシステム改修や法令、条例等の整備が必要となり、多額の費用と時間がかかることとなります。

次に、75歳という年齢について、家族の中で医療保険が分けられることについては、一般的には75歳になると複数の病気を併発したり、治療が長期化する傾向があると言われています。こうした高齢者の心身の特性や暮らしに配慮した医療サービスを提供するために、75歳以上の高齢者を対象に独立した医療制度を設けたものでございます。今までと同じように、必要な医療を必要なときに受けられる制度ですので、国民皆保険制度を将来にわたり持続可能な制度とするためには必要であり、家族の中で医療保険が分けられることは現在はやむを得ないものと考えております。

次に、テレビ等の報道でありました所得割は個人単位という内容でございますが、長寿医療制度の保険料については、介護保険同様、被保険者一人一人について保険料を算出いたします。しかしながら、社会実態として世帯単位で生計が維持されていることを考慮し、所得の少ない被保険者にかかる均等割額の減額については、同じ世帯内の被保険者及び世帯主の所得の合計額をもとに行うこととしております。

なお、前にも質問がありました75歳という年齢で被保険者が分けられること、それから保険料の均等割額の世帯単位での判定につきましては、被保険者にとって理解されにくい現象となっておりますので、広域連合としましては、被保険者の声を国に伝えています。国においても緊急の課題として認識されており、6月12日に長寿医療制度の見直しに関する政府・与党協議会において決定されました「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」の中で、今後さらに検討すべき課題として、保険料軽減判定を個人単位で行うことについては、他制度との関連も含めて引き続き検討し、早急に結論を得る。また、世帯内で個々人が加入する保険が異なること等、加入関係の変化に伴う問題についてもあわせて検討するとされております。この夏以降の検討で答えが出てくると思いますけれども

ども、広域連合としては待っている状態でございます。

以上でございます。

○須藤議長 総務部長。

○名取総務部長 それでは、高齢者の方に医療保険制度の改革の必要性をわかりやすく説明し、納得していただけるような具体的な方策についてのご質問でございます。

長寿医療制度の円滑な運営のために、本制度についてわかりやすく丁寧にその必要性や仕組みについて継続的に説明していくことが重要と考えております。

広域連合では、既にコールセンターやホームページ、印刷物の配布等々を通じて、趣旨普及に努めてまいりました。また、区市町村においても、説明会の開催、広報紙、窓口での丁寧な相談など、きめ細かな対応をしてまいりました。しかしながら、いまだわかりにくいという声があることも事実でございます。そこで、広報につきましては、テレビやラジオ等を活用する。また、広報紙の編集に当たっては、ご高齢の方の理解を得られるよう、文字の大きさ、色、デザイン等々にも工夫をしております。さらに、今後は、制度の必要性などを解説した広報の記事や、DVDの作成なども準備しております。

また、今回の保険料軽減策のPRにつきましては、混乱を軽減するために、保険料の変更の通知の際には、わかりやすい説明文を同封するほか、8月9日には、新聞6紙に折り込みによる広報を行う予定でございます。

以上でございます。

○須藤議長 続きまして、通告がございましたので、発言を許可いたします。

21番、岩田議員。

○岩田議員 よろしく申し上げます。

通告をしました1番目は、今度の保険料の減額措置というのは、どういう財政の仕組みで行われているかという説明を見ますと、調整交付金の中の特別調整交付金で行うという扱いになっておりますが、この調整交付金の中の特別調整交付金というのは、その地域地域の特性といいますか特別事情によるものだと言ってきたわけですが、今回の減額措置は全国一律の内容を行っているのにもかかわらず、なぜ、こういう方式をとったのかというご説明が国からあったのでしょうか。制度そのものを変えるという形で財源保障というものがされなかったのでしょうか。これが1番です。もちろん減額措置については私は歓迎していますが。

2番目ですが、世帯割云々というのはよく話題になっているのですが、国保の場合、いわゆる擬制世帯主の場合に、申し出があれば、扶養の方自らが住民票上の世帯主にならなくても、国保上の世帯主になることができるという制度があるわけですが、この後期高齢者医療制度の中で、こうした住民票上の扱いがなくても、申し出によって擬制世帯主が、他の保険の場合に、後期高齢者医療制度に

加入している方が世帯主になることは可能でしょうか。また、夫婦それぞれが世帯主扱いをするということが可能でしょうか。お尋ねします。

3点目は、窓口の負担割合の1割、現役並みという問題なのですが、夫婦の一方が後期高齢者でない場合に、この部分も、いわゆる合算収入扱いがされていないという扱いになっていると思うのですが、そのために収入の高いほうの方が、後期高齢者の場合に現役並みの窓口負担ということになってしまう。これはどうしてなのでしょう。

4点目に、年金天引きの方式は今度大きく変わりました。98%の収納率を見ているので、口座振替を希望する人が全員といたしますか、理論的には98%の方が口座振替可能だというふうに思うのですが、どのくらいの方が口座振替に移行するというふうに見ているのでしょうか。

それからまた、この問題については、高確法で介護保険法を準用するというふうに法律上なっているわけですが、介護保険法がここで改正になったということは聞いていないのですが、法律的な扱いというのはどういう扱い方でこうした天引き問題が大幅見直しになったのでしょうか。

特に、2つ事例があるうちの2つ目の事例というのは、いわゆる税負担の問題だと思うのです。この税負担を従来どおりの税控除額に使えるというために、一人の人でも損をしてはならないと思うのですが、広域連合として特別この税負担の関係と口座振替の関係、こういうものをPRするお考えというのはあるのでしょうか。

5点目なのですが、政府・与党の見直し案の中ですが、資格証の発行要件について、「相当な収入があつて悪質なもの」という文章に変わりました。この「相当な収入」というのはどのくらいのことを考えて、「悪質なもの」というのはどういうケースが悪質という判断をしているのでしょうか。この政府・与党の見直しによりますと、判断はこれまでどおり区市町村の窓口で行うということによろしいのでしょうか。お尋ねします。

○須藤議長 ご答弁をお願いします。

保険部長。

○杉田保険部長 それでは、お答えいたします。

保険料の軽減措置の財政的な問題でございます。

今回のこの制度、軽減措置というのは、制度の仕組みを変えるものではございません。均等割額の軽減を「7割」から「8割5分」にするのも、それから所得割額の軽減をするのも、これは全部予算措置だけで処理するものです。

ご承知のことと思いますけれども、均等割の制度を法律で改正しますと、制度的に均等割額で軽減になった分につきましては、都道府県が4分の3負担して、区市町村が4分の1を負担するということになります。今回それを行わなかった理由は、国の導入に当たっての特別の措置ですので、その分にかかるものについては、国が負担をしようという考えです。ですから、「7割」から「8割5分」

に軽減したものの、それから所得割額の軽減で増えた分については、国が特別調整交付金で特別に補正予算を含めながら措置していこうというものでございます。

それから、従来の調整交付金につきましては、東京都の広域連合におきましては、所得が高いということで減額を受けておりますけれども、そのことについては私ども1都3県、東京、神奈川、千葉、埼玉の広域連合で、国に対して所得の調整を保険料にかかるものにするのはおかしいということで申し出をしていまして、そのことは今年も要望しており、これからも引き続き要請していくつもりでございます。

それから、擬制世帯主の問題ですけれども、これは均等割額の軽減については、世帯構成及び同一世帯内の長寿医療制度の被保険者と世帯主の所得の合計によって減額割合が判定されております。世帯主の考え方につきましては、主として世帯の生計を維持する者で、社会通念上、妥当と認められる者と解されています。

なお、国民健康保険において、例えば、夫婦で共働きをしており、国保の被保険者でない夫が擬制世帯主となっている世帯においては、国保の被保険者である妻に所得があり、実質的に妻が保険料を納付している場合には、夫の住民票上の世帯主としたままに実態に即して妻を国保における世帯主とすることができるとされています。長寿医療制度におきましては、このように明文化されたものではありませんが、国民健康保険と同様に、実態に即して世帯主を変更することは可能と考えられております。しかしながら、均等割減額を受けるためだけに世帯主を変更したいということは一律に認められるものではありません。

それから、夫婦が2人とも世帯主の扱いができるかということでございますけれども、保険料上の問題ではそれはできません。

それから、夫婦で一方が後期高齢者でない場合の窓口負担の問題でございますけれども、窓口負担の割合の判定のうち、現役並みの所得、また1割負担に該当するかどうかについては、従来の老人保健法では、同一世帯に属する75歳以上の方、及び70歳から74歳の国保または被用者保険の加入者に係る所得及び収入によって判定してまいりました。新たな長寿医療制度におきましては、独立した医療制度であることから、現役並み所得の判定については、同一世帯内に属する長寿医療制度の被保険者のみの所得、収入により判定することとしております。そのため、お尋ねのとおり、夫婦で一方が後期高齢者でない場合は、窓口負担割合は、75歳以上の方お一人の所得、収入により判定されます。ただし、これには経過措置として、制度がスタートした平成20年4月から20年7月までは同一世帯に属する75歳以上の方に加え、70歳から74歳の国保または被用者保険の加入者に係る所得、収入により判定してまいりました。平成20年8月からは、この経過措置が適用されなくなるために、新たに現役並み所得と判定され、「1割負担」から「3割負担」となる場合がございます。そのために、新たな経過措置として同一世帯内に被保険者がお一人の場合、その方の収入と同じ世帯にいる70歳以上の方の

収入額が、実務的には520万円未満の方については、20年8月から22年7月まで、自己負担限度額を一般に据え置くこととしているものでございます。

それから、年金天引きの問題でございますけれども、これは一定の条件に該当する場合にできるもので、区市町村に申請していただくことになります。私どもとしては、今はどのくらいになるかということは全く想定できない状態でございます。

この年金天引きの対象にならない被保険者の範囲の拡大は、去る7月25日に公布されました高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正によるもので、介護保険や住民税には適用されません。また、税金控除につきましては、広域連合としては、新聞折り込み等でお知らせをしていく予定でございます。

最後に、資格証明書の発行要件についての「相当な収入」等でございますけれども、やはり6月12日の長寿医療制度の見直しに関する政府・与党協議会において、「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」が決定され、その中で、ご指摘のように、資格証明書の運用に当たっては、「相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用する」とあります。当広域連合につきましては、資格証明書の取り扱いに関して要綱を定めて、適切な運営を目指しているところですが、その中で相当な収入がどのくらいであり、悪質なケースがどんなものかということは特には定めてございません。ただし、要綱では交付対象者として「所得及び資産を勘案すると十分な負担能力があると認められるにもかかわらず、保険料を滞納している者について慎重に調査の上、次の各号のいずれかに該当する者」と規定しており、具体的には、「災害等特別な事情もなく滞納している者」、「納付相談及び納付指導に応じようとしない者」、「納付相談及び納付指導において取り決めた分割納付誓約等の納付方法を、誠意をもって履行しない者」等としてございます。ただし、こうした規定に該当した場合であっても、法令で定める公費負担医療、例えば、原爆の医療とかそういうものでございますけれども、そういう方には資格証明書の交付を対象から除外することとしてございます。

次に、判断は区市町村かというご質問ですが、保険料を滞納している被保険者については、一人ひとりの家庭の事情が異なっており、広域連合でその詳細な事情まで把握することは困難でございます。そのため、当広域連合では、「資格証明書の取扱いに関する要綱」、及び「交付・解除等に関する指針」を作成し、区市町村に示し、各団体が統一した対応を図れるよう依頼してございます。

納付相談等を行う区市町村では、それぞれのケースごとにどのような事情があつて保険料を滞納しているのか、また、支払い能力があるか否かなどを総合的に勘案して、資格証明書の発行に該当するかどうかは、各団体に設置する審査会で審査、判断することとなります。資格証明書を発行、交付するかどうかは広域連合が最終的に決定いたしますけれども、各自治体で審査された内容を十分に踏まえた上で、機械的な発行がないように留意してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○須藤議長 再質問、岩田議員。

○岩田議員 今お答えいただきましたように、今度の保険料の減額措置そのものはいいいのですが、内容が、制度そのものを変えないで行ったというところから、先ほど来、議論、質疑にもありましたけれども、新たな矛盾が拡大しているといえますか、そういう不安感が広がっているという面が否定できないと思うのです。

それは、第1番目に、先ほど、佐藤さんのほうからも事例で出されておりましたけれども、同じ夫婦の世帯で収入が同じでも、それぞれの収入の額によって支払う保険料は大きな違いがある。テレビでもやっていましたが、同じ世帯で合わせて300万円の年金収入でも、13倍の違いがあるという例もあるのかと思いましたが、理論的にはあり得る話でして、そういう今までの6倍の差が、今度は10倍に広がる、13倍に広がるというふうに格差が広がっているという問題が一つと、もう一つは、この条例改正の参考資料で出された中の数字から見ても、いわゆる収入が2万円ぐらいの違いで、支払う保険料が3万円ぐらい違うという段差が大きくできるという状況が生まれてしまうという点でも不安感といえますか、格差の広がりに一層の意見が寄せられるという条件ができていると思うのです。

三多摩の場合には、従来から収入の一定程度、高い人も全部保険料が値上がりになるという表が出されていますけれども、収入211万円までの軽減に浴さない人たちというのは、依然として高額の保険料の支払いをしなければならないというのは、これは今回の見直しの中でも消えていない。

4点目としては、特別調整交付金措置というのは、2年後はどうなるか、3年後どうなるかという点ではものすごく不安定な財源だというふうに思うのです。2年後、3年後にどんと保険料が上がってしまうという可能性も、この措置では秘めているわけなので、安定した財源として軽減措置がとれるかどうかということからも不安が広がっているのではないかと思います。こういう問題について、広域連合としてはどういう認識を持たれているのか、国に対して全体的に保険料が引き下がるというような措置というのはこれから求めていくお考えがあるのか、6億円の区市町村が負担した分をさらに減額に使うというようなお考えがあるのか、まずお尋ねしておきたいと思います。

2点目は、もうずっと議論されてきたことなんですけれども、保険料徴収で世帯単位で計算する。窓口支払いで同じように被保険者の負担増は上がる。ただ、2年間について、負担限度額について一般並みにするという措置がとられましたけれども、しかし、高齢者に本当に優しくない制度ということなのですが、いつも話題になるこういった問題について改善する見通しというのはどうなのでしょう。お尋ねしておきたいと思います。

あと、税金の負担増になるという問題なのですが、制度をつくった人は知っていたのかもしませんが、ほとんどの人は知らなかったのではないかと。私も新聞の投書で知ったのですが、今年はどう措置をとっても半分は控除として使えない、半分しか使えないという矛盾になっているわけですね。年金天引きの法改正をしないで、超法規的な政令改正までやるわけですから、ぜひこの分については、

今年は特例で申請すれば全部社会保険料控除で使えるというようなことを国に求めるお考えはないでしょうか。お尋ねします。

○須藤議長 保険部長。

○杉田保険部長 それでは、お答えいたします。

年齢、収入が同じでも、内容によって軽減が違ふ、格差が広がるというご発言につきましては、現状として計算としては出ますので、それは受けとめたいと思います。

それから収入の差が、例えば、例でありますけれども、2万円でも保険料が3万円違ってくるということですが、現実として数字で軽減になる、ならないというふうにしますので、それは出てきます。例えにもありましたけれども、211万円ということですが、そのすれすれの方、211万円ちょっと超える方については軽減はございませんので、そのところは大きく負担感が出るということは承知しております。

それから、特別調整交付金の措置の2年後ということでございますけれども、ご存じのように、東京都広域連合の保険料軽減のために各区市町村には100億円もの負担をしていただき、さらに、今回は国がかぶせるような形で所得割額の軽減をしましたので、6億9,000万円が6億円減ということがございました。しかし、この100億円の措置、それからこの6億9,000万円の措置というのは、2年間に限ってということで始めさせていただいておりますので、平成22年度の保険料改定に当たりましては、このところは全く白紙でございます。ですから、議員おっしゃるように、6億円を使ってどのように軽減ができるかどうかということは、先ほどもお答えしましたとおり、これから区市町村とも相談していかなければならないことだと考えております。

それから、制度を移ったことで保険料は個人単位、軽減の判定は世帯単位というようなねじれ現象みたいな形がございます。それにつきましては、先ほど私が答えさせていただきましたけれども、政府においても今後緊急に検討する課題としてとらえているようです。私どももそういう被保険者、都民の方からの意見があるということは厚生労働省にも申し上げておりますので、引き続きそのことは申し上げていきたいと思っています。

それから、税金の控除の件でございますけれども、はっきりした通知が出る前に、厚生労働省に話しをする機会がございまして、やはりその軽減に対して、隠れた増税というふうに言われましたけれども、それについてどういうふうに措置するかということ、それから国税庁に、社会保険料控除を認めていただくということはどうなのでしょうかという話しをしました。ところが、結果としましては、やはり実際に負担した人の控除になる。現在出ている通知はそうになっている状況でございます。ここでそういう意見が出ているということは、もちろん厚生労働省には申し上げていきたいと思っておりますけれども、現在は国税庁と、それから厚生労働省、総務省と協議している内容ということで通知されているのが現状でございます。

以上でございます。

○須藤議長 それでは、再々質問を許可します。

岩田議員。

○岩田議員 ともかくこの制度は複雑過ぎて、私、専門にこの議員をやっていて、資料は人よりもたくさん見ているはずなのですが、それでもわかりづらい。75歳以上の高齢者の方は、今やっている制度の説明やPRで理解をされているというふうにお考えでしょうか。PRの仕方というのを、該当者の人にもっと懇談会やりまして意見聞くとか、本当に当事者がわかるというPRですね。たくさんお金をかけるということも必要かもしれませんが、お金の問題じゃなくて、どういうPRをするのかということについて研究をされているでしょうか。

それからもう一つ、保険料の相談は区市町村でというふうになりましたけれども、この保険料の相談と、もう一つは医療の相談があるんですね、医療の中身について。この医療の中身について相談をする窓口は残念ながらどこにもありません。これを、該当者の人にとっては、両方一度に相談、対応してもらいたいという要望があるわけですが、区市町村ではとてもその対応力というのはないわけで、保険料や制度とともに医療の中身も相談できる体制というのを区市町村がとれるような支援策というのはいかならないのでしょうか。

最後に、連合長さんにお尋ねいたします。

私はいつもお尋ねしているのですが、4カ月たってこれだけ大きな話題と矛盾になっている制度、一たん中止をして再議論をしたほうがいいんじゃないかと思いますが、連合長さんが国にそういうことを申し上げるというおつもりはあるかどうかお尋ねします。

○須藤議長 多田広域連合長。

○多田広域連合長 これは、法律で決まりました制度ですから、どうあれ私たち自治体は、これを適正に運営しまして、多くの都民の方々にご理解をいただかなければなりません。

先ほどからお話を伺ってしまして、いろいろな矛盾点が確かに出てきていることも事実でありますけれども、今回、後から特別対策を出したということで、それが特に低所得者に対して非常に深く行なったということもありまして、そういう恩恵を受ける人と受けない人の格差が広がったではないかというご指摘の点もあります。ですから、それは少数でありますけれども、これは本則に対して後から出した対策では、本則とうまくかみ合っているということにはなっていない面が多々あると思うのです。そういうことを我々が実際運営していく中で、こういう問題点がありますよということは、それは国に対してしっかり言っていかなければなりません。

それから、今出した臨時的な対策がどういうふうになるのかということもまだわかっていません、実を言って。その財政的な措置をどうするかということもわかっていません。課題がたくさん残っています。そういうことに対して我々は総合的に検証しながら、さまざまな問題点があると

思いますので、それをしっかりと国に伝えて、財政的な問題としても、地方自治体が困窮することがないように方策を努力してやっていかなければならない、そういうふう考えております。

しかし、一番最後の、この制度をやめる気はないかと。我々、やめるわけにいかないのです、これは率直に言って。やめたら、後期高齢者の人は医療を受けることができなくなるわけですから、つまり、この制度は始まったのですから、それは今やらなければなりません。しかし、問題点やこの全体構造をどういうふうにしていくかということは、これからの議論として地方自治体が国に対して強く要求していくという部分はたくさんあると、そういうふうに思っております。

○須藤議長 その他の質問について。

総務部長。

○名取総務部長 PRに関するお尋ねでございますが、この制度の中でさまざまな軽減対策をきめ細かくする、あるいは格差を是正するような対策をとる、そういったことをすればするほど、制度そのものとしては非常に複雑になってきます。そういった部分で、わかりやすく説明することの難しさは、私ども自身が肌で感じておりますので、そういった状況を十分踏まえながら、根気よく、決して特効薬はございませんが、そういったわかりやすい説明については今後とも続けてまいりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

○須藤議長 保険部長。

○杉田保険部長 保険料等の相談窓口はあるけれども、医療の相談窓口はというお尋ねでございますけれども、保険者、広域連合のほうで医療に関する相談を受けられるかどうかということはお答えできないですけれども、難しいかと思えます。しかしながら、保健事業として、区市町村に今、健診等をお願いして、あわせて見ていただくよう委託をしています。こういう中で高齢者に合った保健事業は何かということは、これから検討していかなければならないことでございます。その中で一つの課題となるというふうに理解させていただきますので、ご了解をいただきたいと思います。

○須藤議長 ほかにご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○須藤議長 ないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

通告がございましたので、発言を許可いたします。

21番、岩田議員。

○岩田議員 今回の条例改正につきましては、保険料の軽減措置でありますので、私は賛成をいたします。

さまざまな矛盾の解決と、全体的な保険料負担をもっと軽減をして、せめてこれまでの国保税以下に引き続き努力をお願いしたいと思います。

先日、地元の医師会の先生方とも懇談をいたしました。この制度が始まってから、高齢者だけでなく、全体的に受診抑制というものが出ていて、この制度の内容が十分理解をされていないという声がありました。理解をされていないだけでなく、この制度は医療費の削減に目的があるということが言われているだけに、この制度の問題点というのがそこに現れているのではないかと思います。

4月に始まって4カ月しかたっていない中に、全国では600万人を超える廃止を求める請願署名が国会に寄せられています。632の議会、30以上の医師会が見直し、廃止、反対、慎重の声を上げています。私は、制度の中止、廃止をし、高齢者にふさわしい医療と負担のあり方、国民負担でない財源対策などを検討することなどの意見を申し上げまして、賛成をいたします。

○須藤議長 続きまして、通告がございましたので、発言を許可いたします。

1番、桜井議員。

○桜井議員 1番、桜井ただし。

私は、本条例案に賛成の立場から討論いたします。

今年度、東京都後期高齢者医療広域連合は、保険料の急激な増加を緩和し、高齢の方の負担感をできるだけ軽減するため、各市区町村が約100億円の一般財源を投入して、4項目の保険料軽減策を実施いたしました。さらに、所得の低い方々への所得割保険料を段階的に軽減する東京都後期高齢者医療広域連合独自の対策をとり、その結果、一般的な厚生年金収入201万円程度の方では、全国で最も安い保険料を設定することができました。これは、各市区町村による財源投入に加え、その過程の中で私たち広域連合議会としても、厚生労働大臣を初め東京都に対して、直接要望を行ってきた成果であると考えます。

一方、国においても、所得の低い方々への保険料負担について検討がなされ、今回一定の保険料軽減策が示されました。その内容は、20年度において均等割の保険料について、7割軽減の方は8.5割軽減とし、所得割の保険料については、年金収入211万円の方は一律50%軽減を実施しようとするものです。この軽減策のうち、特に所得割の保険料軽減策については、さきに述べた東京都広域連合の独自の軽減策と同じ趣旨のものであり、東京都広域連合が国や他の広域連合に先んじて所得の低い方々の保険料について真摯に取り組んできた結果ではないかと考えます。

さて、本条例案は、これら国の対策を踏まえ、20年度において、所得の低い方々の保険料をさらに引き下げ、負担を軽減するものであります。その財源としては、国の補助が見込まれ、去る7月28日には、私たち広域連合議会の要望を取りまとめ、厚生労働省に直接出向き、これらの軽減策について、必要な経費は国が負担するようにと緊急要望いたしましたが、その際にも、国から適切に対応する旨の回答を得ております。この結果、所得の低い方々への保険料が軽減され、市区町村による一般財源の負担も軽減されるものであり、妥当なものであると考えます。もちろんこれで完璧ということではなく、世代間の公平な負担と、国民皆保険制度の維持を目指すこの長寿医療制度を安定的に維持し、

高齢者の不安を解消していかなければなりません。現状の制度の枠組みを維持しながら、いろいろなご意見をお聞きし、場合によっては、国などにも今後も強く要望を行い、よりよい制度としていくことを要望して、本改正案に賛成するものであります。

以上です。

○須藤議長 以上で討論は終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本議案につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○須藤議長 ありがとうございました。

賛成者全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第15号、東京都後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副広域連合長。

○合田副広域連合長 議案第15号につきましてご説明をいたします。

平成19年10月1日付けで郵政民営化により日本郵政公社が解散したことに伴い、引用する東京都後期高齢者医療広域連合情報公開条例について整備をするものでございます。

公文書の公開義務を規定する同条例第7条第1号ハ中、公務員の範囲を規定する文中、「日本郵政公社」を削除するものでございます。

以上、何とぞご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○須藤議長 議案第15号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本議案につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○須藤議長 ありがとうございました。

賛成者全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第16号、平成20年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副広域連合長。

○合田副広域連合長 議案第16号につきましてご説明をいたします。

平成19年度において生じました決算剰余金「1億7万3,000円」を地方自治法第233条の2の規定に基づき、平成20年度予算に編入するとともに、その2分の1に当たる「5,003万7,000円」を財政調整基金に積み立て、残金から当初予算で前年度繰越金と見込んだ「1,039万2,000円」を差し引いた剰余金「3,964万4,000円」を区市町村の負担金から減額するものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

以上、何とぞご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○須藤議長 議案第16号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本議案につきまして、原案のとおり可決することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○須藤議長 ありがとうございます。

賛成者全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本臨時会において議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第42条の規定に基づき、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○須藤議長 ご異議なしと認めます。よって、本臨時会において議決されました案件の整理につきましては、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。最後に、報道機関による写真撮影の申し出がありましたので、これを許可いたしたいと思えます。

報道機関の皆さん、どうぞお願いいたします。

(写真撮影)

○須藤議長 これをもちまして、平成20年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

長時間にわたりご協力いただきありがとうございました。

午後 3時42分閉会

前 議 長 桜 井 た だ し

副 議 長 萩 生 田 富 司

議 長 須 藤 安 通

署 名 議 員 木 下 悦 希

署 名 議 員 須 崎 昭

平成20年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会における議決結果等一覧

1 広域連合長提出議案

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
同意第 1 号	東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について	8 月 4 日	同 意
同意第 2 号	東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について	8 月 4 日	同 意
同意第 3 号	東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について	8 月 4 日	同 意
議案第14号	東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	8 月 4 日	原案可決
議案第15号	東京都後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例	8 月 4 日	原案可決
議案第16号	平成20年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	8 月 4 日	原案可決

2 専決処分の報告及び承認に係る案件

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
承認第 2 号	地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システムの開発及び管理業務委託契約の変更の報告及び承認について	8 月 4 日	承 認
承認第 3 号	地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の報告及び承認について	8 月 4 日	承 認
承認第 4 号	地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した平成19年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第3号)の報告及び承認について	8 月 4 日	承 認

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
承認第 5号	地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決 処分した画像レセプト作成管理ハードウェア一括購 入の報告及び承認について	8月4日	承 認
承認第 6号	地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決 処分した画像レセプト作成管理ハードウェア一括購 入の変更の報告及び承認について	8月4日	承 認
承認第 7号	地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決 処分した高額療養費計算業務サーバ機一式の購入の 報告及び承認について	8月4日	承 認
承認第 8号	地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決 処分したOCR機器の購入の報告及び承認について	8月4日	承 認

東京都後期高齢者医療広域連合議会
議 席 表

議席 番号	所属議会	氏 名	議席 番号	所属議会	氏 名
1	千代田区議会	桜 井 た だ し	17	足立区議会	くじらい 光治
2	中央区議会	今 野 弘 美	18	八王子市議会	萩生田 富 司
3	港区議会	鈴 木 驍	19	立川市議会	牛 嶋 剛
4	文京区議会	橋 本 直 和	20	武蔵野市議会	近 藤 和 義
5	台東区議会	木 下 悦 希	21	三鷹市議会	岩 田 康 男
6	墨田区議会	中 村 光 雄	22	青梅市議会	須 崎 昭
7	江東区議会	佐 藤 信 夫	23	府中市議会	高 野 律 雄
8	品川区議会	須 藤 安 通	24	昭島市議会	臼 井 伸 介
9	大田区議会	みずい 達 興	25	調布市議会	荻 窪 貞 寛
10	世田谷区議会	大場 やすのぶ	26	町田市議会	佐 藤 洋 子
11	渋谷区議会	木 村 正 義	27	小金井市議会	五十嵐 京 子
12	中野区議会	市 川 み の る	28	小平市議会	小 林 秀 雄
13	杉並区議会	今 井 譲	29	日野市議会	梅 田 俊 幸
14	豊島区議会	遠 竹 よ し こ	30	檜原村議会	土屋 くにたけ
15	北区議会	池 田 博 一	31	利島村議会	前 田 薫
16	板橋区議会	白 井 よ う 子	(敬称略)		